

インフォメーション

平成 29 年 9 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

「積立NISA」の創設・・・平成29年税制改正

平成 29 年税制改正にて、積立NISAが創設されました。

積立NISAは、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、少額から積み立・分散投資を促進するためのもので投資信託を投資対象商品としています。2018年1月から投資が開始され、現行制度との選択制となっています。

(1)制度の内容

- ① 2018年1月1日以後の投資について適用
- ② 年間40万円までの一定の投資信託が対象
- ③ 口座内で生じた配当及び譲渡益について非課税
- ④ 非課税期間は20年

(2)積立NISAと現行NISAの比較

	積立NISA	現行NISA
毎年の上限金額	40万円	120万円
非課税期間	20年間	5年間
口座開設期間	20年間 (H30～49年)	10年間 (H26～35年)
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した公募・上場株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限り)	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期的かつ継続的な方法で投資	制限なし
制度イメージ		
投資総額	最大 800 万円まで	最大 600 万円まで

積立NISAの口座開設は2017年10月より開始されるようです。また、積立NISA口座は1人1口座となっていますので、複数の証券会社にて開設できないといった制限があります。